### だい しょう しょう しゃけいかく しさくてんかい おうだんてきぶんや 第4章 障がい者計画の施策展開(横断的分野)

#### おうだんてきぶんや しょう とう りかいそくしん 横断的分野 1 障がい等への理解促進

#### <sup>げんじょう</sup> かだい **く現 状と課題>**

きょうせいしゃかい じつげん 共生社会の実現のためには、市民や企業など広く社会全体に、障 がいのある人に対する理解を一層深めていく必要があります。

特に、障がいのない人たちへの障がい等に対する理解の促進や、 ^^はた。かいしょう じゅうよう 偏見の解消が重要です。

しかし、札幌市が実施した調査結果からは、 障 がいのある人への <sup>りかい</sup> 理解があまり進んでいないという結果がでています (⇒24ページ <sup>さんしょう</sup> 参照)。

これらを解決するためには、障害者基本法をはじめとした障がいるくした関する制度等の普及を図るほか、障がい当事者による普及・

はいばこかっとう いっそうすいしん ひとともに、子どもの頃から、障がいに対する
理解が深まるような取組を進める必要があります。

#### <sup>ねんどしょう</sup> じしゃじったいとうちょうさ **<2016年度 障 がい児者実態等調査から>**

障がい者への理解が深まるために必要なこと

- 福祉教育の充実(障がい者調査 44.9%、障がい児調査
   61.6%、難病患者調査 59.3%)
- ボランティアの育成(障がい者調査 32.1%、障がい児調査 29.0%、難病患者調査 50.9%)
- ・障がいのある人とない人が一緒に教育できる場(障がい児調査70.4%)

### ◆基本方針

きほんほうしん しょう ひと ひと しみんだれ たが じんかく こせい 基本方針1 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を

そんちょう しささ あ きょうせいしゃかい りねん ふきゅう はか 尊 重 し支え合う「共 生 社会」の理念の普及を図ります。

きほんほうしん しみん きぎょう じしゅてき ふくしかつどう しぇん りかいそくしん はか 基本方針2 市民や企業の自主的な福祉活動を支援し、理解促進を図り

ます。

#### ●基本施策

きほんしさく けいはつ こうほうかつどう ふくしきょういく すいしん 基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

きほんしさく こうきょう さー び す じゅうじしゃ きぎょう がっこう たり りかいそくしん 基本施策2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進

きほんしさく ぼらんていまかつどう しゃかいこうけんかつどう しぇん 基本施策3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

#### まほんしさく けいはつ こうほうかつどう ふくしきょういく すいしん 基本施策 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

- 〇 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 〇 障害者週間記念事業や文化・芸術イベント、その他様々な行事等 を通じ、障がいのある人とない人の交流を促進します。

#### じゅうてんとりくみ **<重 点取組>**

へる ぷま - く へる ぷ ゕ - と (⇒178ページ参照)の普及を へんプマークやヘルプカード (⇒178ページ参照)の普及を 通じた内部障がい等の理解促進(新規)

なんびょう ないぶしょう がいけんじょう わ しょう 難 病 や内部障がいなど、外見 上分かりづらい 障 がいのある

ひと へる ぷま - く も も 人にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮でいきょう を提供しやすい環境づくりを推進していきます。

また、災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載し たヘルプカードとあわせて、広めていきます。

◆手話が言語であることについての普及啓発(新規)

手話が日本語などの音声言語とは異なる独自の言語であることについて、より多くの市民に理解が広がるよう、ホームページやパンフレット、動画など、様々な媒体を活用し、分かりやすい普及啓発を行います。

◆出前講座 (⇒178ページ参照) や普及啓発用冊子等を活用した はいはつ こうほう 啓発・広報

地域や学校に出向いて、障がい福祉に関する取組などについて紹介することで、市民のみなさんと情報共有を行い、心のばりアフリーや、障がい福祉について一緒に考えていきます。また、普及啓発用冊子の内容を充実させ、様々な機会で配布することにより、障がい者理解の促進を図ります。

◆福祉教育のための教材の作成・配布(福祉読本(⇒178ページ 参照)など)

学校教育において障がいのある人に対する理解を深めてもらうため、福祉読本を作成し、市内の小学校に配布し、授業に役立てます。

#### しょうがいしゃしゅうかんきねんじぎょう じっし ◆障害者週間記念事業の実施

障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会参加を一層促進するため、障害者週間(12月3~9日)の期間中、啓発事業等を行います。

#### まほんしさく こうきょう さー び す じゅうじしゃ きぎょう がっこう たい りかいそくしん 基本施策 2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進

○ 公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めても かくしゅけんしゅう じっし とりくみ すす らうため、各種研修の実施などの取組を進めます。

#### じゅうてんとりくみ **<重 点取組>**

◆ 障 がい当事者の講師派遣

障がい当事者を講師として養成・登録し、その人を学校、企業 とうじしまして、 等に派遣して、講義やディスカッション(⇒179ページ参照) とうを行う機会を拡充することで、障がいのある人に対する りかいそくした はかり 理解促進を図ります。

### まほんしさく ぼらんてい あかつどう しゃかいこうけんかつどう しぇん 基本施策3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

かくしゅけんしゅう きまざま ぼらんてい あかつどう しゃかいこうけんかつどう さんか つう 〇 各種研修、様々なボランティア活動や社会貢献活動への参加を通じて、 障がい等への理解を促進します。

### じゅうてんとりくみ **<重点取組>**

◆ボランティア活動への支援

ばらんているかつどう そうだん とうろく じゅきゅうちょうせい ばらん て ボランティア活動の相談・登録・需給調整のほか、ボランテい まかつとうきざい かしだ じんざいようせい けんしゅうとう おこなィア活動機材の貸出し、人材養成のための研修等を行います。

◆まちづくり活動への支援 (市民活動サポートセンターの運営・さぽーとほっと基金 (⇒179ページ参照))

障がいのある人などを対象に保健・医療・福祉分野の活動などを行う市民活動団体に対して、支援を実施します。

### おうだんてきぶんや せいかつかんきょう せいび 横断的分野2 生活環境の整備

## 

札幌市では、「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定し、障がいのある人や高齢の人を含む全ての人が安心して、快適に暮らせるまちづくりを自指し、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともにきえながら、福祉のまちづくりを総合的に推進してきました。

その後、平成18年(2006年)に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」をうけ、でははいる。 1000年)に新・札幌市バリアフリー基本構想を策定し、ではいるの重点整備地区を設定し、施設のバリアフリー化を推進しています。

こうした結果、市民の皆さんに、物理的なバリア (⇒179ページ きんしょう がしずつ 改善されていると認識されている一方で、制度、 文化・情報や意識等のバリア (⇒179ページ参照) の改善があまり 進んでいないという受け止められ方がされています。

また、依然として、市営住宅やグループホームなど、地域生活を また、依然として、市営住宅やグループホームなど、地域生活を まるうえで必要な、住まいの場の確保が求められています。

更に、平成28年(2016年) 4月に、障害者差別解消法が施行されたことにより、社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ(利用のしかすさ)の向上に努めていく必要があります。

#### <sup>ねんどしょう</sup> じしゃじったいとうちょうさ **<2016年度 障 がい児者実態等調査から>**

かく 各バリアを改善されていると回答した人の割合。

物理的バリア (60.4%)、制度的バリア (28.2%)、文化・情報面でのバリア (39.3%)、意識上のバリア (27.5%)

#### ◆基本方針

基本方針 1 全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

### ◆基本施策

ままんしさく ばりあるり - もと 基本施策1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

<sup>きほんしさく</sup> す かくほ 基本施策2 住まいの確保

## **基本施策 1** バリアフリー (⇒179ページ参照) に基づくまちづくりの推進

○ 全ての市民が1年を通じて安心して安全に暮らすことができるよう、 ばりあるり - しんぼう せきっぽろしふくし バリアフリー新法や札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や 造路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの人が安全・快適に 利用できるユニバーサルデザイン(⇒180ページ参照)によるまちづくりを進めます。

#### じゅうてんとりくみ **く重点取組>**

◆福祉のまちづくり推進会議

全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

 高齢の人の力を借りて、人の目や感覚で確認していく「公共

しせっのバリアフリーチェックシステム」と、多くの人が利用する建築物での事故を未然に防ぎ、障がいのある人、高齢の人に
とって安全で使いやすい施設となるように、危険な施設を早期
に発見するための「危険施設等通報システム」について引き続き
活用していくとともに、効果的なシステムの在り方についても

がたいきます。

#### ◆新・札幌市バリアフリー基本構想に基づく整備推進

新・札幌市バリアフリー基本構想に基づき、全ての人々が安心して暮らし、分け隔てなく社会活動に参加できるまちづくりを りませんでは、かった。 して暮らし、分け隔でなく社会活動に参加できるまちづくりを 自指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進します。

また、新・札幌市バリアフリー基本構想についても、段階的、継続的な発展を図っていきます。

#### ◆交通バリアフリー推進事業

障がいのある人や高齢の人などが公共交通機関を利用していざう する際の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、こうきょうこうこうじょう こうじょう そくしん をはか 移動する際の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、こうきょうこうこうじぎょうしゃ おこな ば り あ ふ り ー か せいび 公共交通事業者が行うバリアフリー化整備について補助をおこな 大交通事業者が行うがリアフリー化整備について補助をおこな 人の人かんりしゃ れんけい とりくみ すす として、各管理者と連携しながら取組を進めます。

#### ◆ユニバーサルデザインタクシー導入費補助事業(新規)

くるまいすしょうしゃ かぎ あしこし よわ こうれい ひと にんさんぶ へび 車椅子使用者に限らず、足腰の弱い高齢の人、妊産婦、ベビーかー しょう しょう だれ りょう こうぞう ゆにばー カーを使用している人等、誰もが利用しやすい構造のユニバー

さるできいんたくしー ふきゅうそくしん はか たく しー じぎょうしゃ サルデザインタクシーの普及促進を図るため、タクシー事業者 とう こうにゅうひょう たい ほじょきん こうふ 等の購入費用に対して、補助金を交付します。

#### ◆歩道バリアフリー整備事業

誰もが安心して歩行できる歩道を提供するため、重点的に 整備するべき地区の生活関連経路の歩道のバリアフリー化を 推進します。

#### ◆安全・安心な公園再整備事業

障がいのある人や高齢の人など誰もが快適に利用できるこうえんせいび すす でいりぐち えんる だんさかいしょう かいだん て 公園整備を進めます。出入口・園路段差解消や階段の手すり 設置、ベンチなどの休養施設・身障者対応型便所の改修等をおこな 行います。

#### 

地下鉄利用客に対する施設等の利用方法の周知や、マナー ではったった。 はまう でしょうとう の利用方法の周知や、マナー できょうとう よい できるとう できるとう できるとう できるとう できるとう ないして地下鉄を利用できるよう 取組を進めます。

また、路面電車停留場のバリアフリー化や新型低床車両 とうにゅう すず など、全ての人にやさしい施設整備を行います。

### あんぜん じてんしゃりょうかんきょう すいしん 安全な自転車利用環境の推進

歩道上における歩行者との交錯や迷惑駐輪による歩行環境の悪化などの課題を踏まえ、障がいのある人をはじめとする全ての市民が、安心・安全に通行できる自転車利用環境を実現するため、「自転車通行空間の明確化」、「総合的な駐輪対策の推進」、「ルール・マナーの効果的な周知と啓発」を図ります。

#### <sup>きほんしさく</sup> 基本施策2 住まいの確保

〇 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、グルー プホームの整備等により住まいの場の充実を図るとともに、地域や住 宅関係事業者等に対し、障がいのある人への理解を促進します。

#### じゅうてんとりくみ **く重点取組>**

◆グループホームの整備推進

◆住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組

しえいじゅうたくちゅうせん じゅううくう じゅうたく かくほょうはいりょしゃ えんかっにゅうきょ 市営住宅抽選時の優遇や、住宅確保要配慮者円滑入居 ちんたいじゅうたくじぎょう ふきゅう (真賞住宅事業の普及などにより、公的賃貸住宅と民間住宅の しじょうぜんたい じゅうたくせー ふていねっと あんぜんさく こうちく こうれい 市場全体で住宅セーフティネット (安全策)を構築し、高齢のひと しょう ひと じゅうたくかくほようはいりょしゃ きょじゅう ば あんてい人、障がいのある人など住宅確保要配慮者の居住の場の安定 確保を目指します。

◆車椅子使用者向け市営住 宅の整備

こうじょうてき くるまいす しょう しょう 恒常的に車椅子を使用している障がいのある人のための住 こ しえいじゅうたく いちぶ せいび 戸を、市営住宅の一部に整備します。

### おうだんてきぶんや じょうほう ぁ く せ し び り て ぃ こうじょう い し そっうしえん じゅうじっ 横断的分野3 情報アクセシビリティの向 上・意思疎通支援の充 実

#### <sup>げんじょう</sup> かだい **く現 状と課題>**

障がいのある人の情報取得やコミュニケーションにおいては、できる限り、それぞれの障がいの特性に応じた手段を選択し、利用できることが重要です。

札幌市では、障がいの特性に応じた手段により、情報の取得やコミュニケーションしやすい環境の整備に向けて、平成29年(2017年)12月に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の役(進に関する条例(障がい者コミュニケーション条例)」を施行しており、この条例に基づき、障がい特性に応じたコミュニケーション条例)」を施行しており、この条例に基づき、障がい特性に応じたコミュニケーションをからようを発している。 第2000年 180ページを発展)の向上を推進するとともに、意思疎通支援を充実していく必要があります。

く2016年度障がい児者実態等調査から>

### ◆基本方針

きほんほうしん しょう とくせい おう こみゅにけっしょんしゅだん りかい 基本方針1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解と

<sup>カッ・に ゖ - しょん</sup> ミュニケーションしやすい環 境づくりを進めます。

基本方針2 障がいのある人の情報通信技術の利用及び活用の機会

の拡大を図り、情報アクセシビリティの向上につなげま

す。

しょう とくせい おう こみゅにけっしょんしゅだん りかいそくしん 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

しょう とくせい おう こ み ゅ に ゖ ‐ し ょ ん しゅだん りょっそくしん 障 がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

しょう はいりょ しせいじょうほう ていきょう 障がいに配慮した市政情報の提供

じょうほうつうしんぎじゅつ じょうほう ぁ く せ し び り て ぃ こうじょう情 報通信技術による情 報アクセシビリティの向上

#### しょう とくせい おう こみゅにけーしょんしゅだん りかいそくしん **障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進**

○ 手話や要約筆記、点字、平易な表現など、障がいの特性に応じた さまざま こみゅにゖーしょんしゅだん ひろしみん りかい そくしん 様々なコミュニケーション手段について、広く市民の理解を促進します。

### じゅうてんとりくみ **<重 点取組>**

- こみゅにサーしょんしゅだん かん Step of thildo しんき コミュニケーション手段に関する普及啓発(新規) しょう とくせい おう こ み ゅ に ゖ ‐ し ょ ん しゅだん ないよう 障 がい特性に応じたコミュニケーション手段の内容や、それ でれの手段を必要とする人の 障 がいの特性、必要とする配慮な どについて、ホームページやパンフレット、動画などにより分か りやすく周知していきます。
- こみゅにけっしょん しゅだん まな きかい ていきょう コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供 より多くの市民に障がい特性に応じたコミュニケーション しゅだん まな こうしゅうかい でまえこうざ かいさい 手段を学んでいただくため、講習会や出前講座などを開催しま す。
- てみゅにゖーしょん しゅだん まな とりくみ しえん しんき ◆コミュニケーション手段を学ぶ取組への支援(新規) 市民が自主的に障がい特性に応じたコミュニケーション手段

を学ぶ取組を支援するため、札幌市のホームページにおけるサー くるかつどう しょうかいとう とりくみ おこな クル活動の紹介等の取組を行います。

#### 【障がい特性に応じたコミュニケーション手段の例】

手話	までは、 すっちょう まこかく じょうほう いっしゃ そっちょう まこな 手や指の動きなどの視覚情報により意思の疎通等が行われる言語です。
世界話	しかく ちょうかく しょう ひと もう しゅ わ 視覚と聴覚に障がいのある人(盲ろう者)が、手話を ひょうげん あいて でいる じょうほう しゅとく 表現する相手の手に触れて情報を取得するものです。
ょうやくひっき要約筆記	ば そ こ ん の - と ひっき とう ほうほう おんせい じょうほう パソコン や ノート に筆記する等の方法で音声情報を まうやく も じょう じょうほう った 要約し、文字等で情報を伝えるものです。
ひつだん 筆談	相互にノートなどに文字を書いて意思の疎通を 行 うものです。
点字	~いめん 平面から盛り上がった6つの点により文字を表現する ものです。
おんやく音訳	しかく しょう ひと む しょせき しかくじょうほう 視覚に障がいのある人向けに、書籍などの視覚情報を おんせい ろくおん じょうほう つた 音声で録音し、情報を伝えるものです。

#### ままんしさく しょう とくせい おう こみゅにけっしょんしゅだん りょうそくしん 基本施策2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

しょう ひと しょう とくせい おう こ み p に け - し s ん しゅだん で がいのある人が、障 がい特性に応じたコミュニケーション手段を たんかつ りょう とりくみ すす 円滑に利用できるよう、取組を進めます。

#### じゅうてんとりくみ **く重点取組>**

い しそつうしえんじぎょう えんかつ じっし ◆意思疎通支援事業の円滑な実施

しょうがいしゃそうごうしえんほう もと いしそつうしえん ひ つづ 障害者総合支援法に基づく意思疎通支援について、引き続き

<sup>えんかつ じぎょう じっし っと ペー じさんしょう 円滑な事業の実施に努めます (⇒139ページ参 照)。</sup>

#### ◆意思疎通支援者の広域派遣(新規)

市民が札幌市外において手話通訳等の意思疎通を必要とする ばあいたできまうりょく え げんち しえんしゃ はけん とりくみ 場合に、他自治体の協力を得て、現地の支援者を派遣する取組を 実施します。

#### くゃくしょとう こみゅにけーしょんしえんきき はいち しんき ◆区役所等でのコミュニケーション支援機器の配置(新規)

くゃくしょとう せっち た ぶ れっと たんまつ 区役所等に設置したタブレット端末 (⇒180ページ参照)を しょう まんかくしゅわつうゃく 使用して、遠隔手話通訳や、音声認識アプリケーション (⇒180ページ参照) による音声情報の文字化を行います。

また、聴覚障がいがある人とのコミュニケーション促進のたちょうかくしょう かった がた じきめ、聴覚障がいのある人の聞き取りを補助するカウンタ型磁気 ゆうどうしょ すてむ (⇒181ページ参照) も引き続き導入していきます。

#### ◆合理的配慮に関する環境整備に対する支援(新規)

障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する合理的 はいりょ ていきょう せいび 配慮を提供しやすい環境を整備するため、事業者を支援します。

#### こ み ゅ に け ー し ょ ん しえんしゃ かくほおよ ようせい ◆コミュニケーション支援者の確保及び養成

手話通訳者や要約筆記者 ( $\Rightarrow$ 181ページ参照) などの支援者を 養成するための講座等を開催します。また、必要な コミュニケーション支援が行えるよう、支援者の確保に努めます。

#### で れ び でんわ かつよう しょうひせいかつそうだん ◆テレビ電話を活用した消費生活相談

たいおう はか がいである。 でと しょうひせいかつそうだん おとず ばあい て れ び 聴 覚 障がいのある人が消費生活相談に訪れた場合に、テレビ でんり りょう しゅりつうやくしゃ かい そうだん おこな ことで、 迅速な 対応を図ります。

### きほんしさく しょう はいりょ しせいじょうほう ていきょう 基本施策3 障がいに配慮した市政情報の提供

〇 障がいのある人が市政に関する情報を取得しやすいよう、障がい に配慮した市政情報の提供を進めます。

#### じゅうてんとりくみ **く重点取組>**

◆情報保障に関するハンドブックの作成・活用(新規)

情報取得やコミュニケーションに関する障がいのある人が きんかする会議等における配慮などをまとめたハンドブックを 作成し、活用します。

◆札幌市公式ホームページの管理運営

障がいのある人がホームページから情報を得やすいよう、ア くせしびりティ(使いやすさ)の更なる向上を図るなど、ホームページ全体の使い勝手の向上に努めます。

◆福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介

福祉ガイド等を作成・配布し、障がいのある人が利用できる かくしゅき - ひょとう 各種サービス等について広く周知を図ります。

### ◆点字・音声による情報提供

しかく しょう でと 視覚に障がいのある人のために、広報さっぽろの点字版「点字 さっぽろ」、録音版「声のさっぽろ」を発行するなど、市政情報 の点字・音声による情報提供の充実に努めます。

### ◆様々な障がいに配慮した情報提供

特に、障がい福祉に関するパンプレットやガイドブックなどは、知的障がいのある人などにも分かりやすい表現に心がけ、漢字へのルビ、専門用語等への注釈、二次元コードを付けるなど、読みやすくする工夫に努めます。

### きほんしさく じょうほうつうしんぎじゅつ じょうほう ぁ く せ し び り て ぃ こうじょう 基本施策4 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

〇 障がいのある人が情報通信技術 (インターネットなど) を利用することにより、支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、支援を行います。

#### じゅうてんとりくみ **く重点取組>**

◆ 障 がいのある人の情報通信に関する支援(障がい者 I T (⇒ 181ページ参照)サポートセンター)

障がいのある人の情報通信技術の利用機会や活用能力のかくさぜせいを図るための総合的なサービス提供拠点として、「障がい者」 Tサポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進することを目的に、「Tに関する利用相談や情報提供、パソコンボランティアの養成及び派遣を行います。

### おうだんてきぶんや しょう りゅう きべつ かいしょう けんりょうご 横断的分野4 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護

#### ー **く現 状と課題>**

平成28年(2016年)4月、障害者差別解消法が施行され、行政 きかんとう みんかんじぎょうしゃ しょう りゅう きべってきとりあっか きんし 後関等や民間事業者に障がいを理由とする差別的取扱いが禁止されるとともに、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮が求められることとなりました。

一方で過去に差別的取扱いを受けたことがあると感じたことのある障がいのある人の割合は約4~6割を占め(⇒30ページを照)、さらに、障害者差別解消法を知らなかった障がいのない人の割合が約7割となっており、法律自体の周知が進んでいないという状況にあります。

こうした中、札幌市は、率先して、障害者差別解消法に基づき、 対 修の実施や合理的配慮等の事例収集などの取組を実施していく こまり できない りゅう きべつ かいしょう すいしん ことで、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。

また、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のため、 っうほう そうだんだいせい じゅうじつ 通報・相談体制を充実するとともに、虐待が起こった時には、関係 きかんとう 機関等との連携による適切な支援を行っていくなど、障がいのある ひと はんりょうご 人の権利擁護のための取組を推進していく必要があります。

### ◆基本方針

基本方針1 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別がいる。 では、 
ないる 
ないるいる 
ないる 
ないる 
ないるいる 
ないるいる 
ないるいる 
ないるいる 
ないるいる 
ないるいる 
ないるいるないる

きほんほうしん しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう 基本方針2 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に

### ●基本施策

ままんしさく しょう りゅう さべつ かいしょう すいしん 基本施策1 障がいを理由とする差別の解消の推進

 基本施策2
 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的

 はいりょう
 かんきょう せいび

配慮を受けやすくする環境の整備

きほんしさく けんりょうごとう すいしん 基本施策3 権利擁護等の推進

きほんしさく しょう じ しゃぎゃくたいぼうし すいしん 基本施策4 障がい児・者虐待防止の推進

### 基本施策 1 障がいを理由とする差別の解消の推進

- しょうがいしゃ きべっかいしょうほう けいはつ こうほう っと しみん みんかんじぎょうしゃとう 障害者差別解消法の啓発・広報に努め、市民や民間事業者等の まかい そくしん 理解を促進します。
- 札幌市職員に対し、「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇 はうりょう まと しょくばけんしゅう じっし 要領」に基づく職場研修を実施することで、法律の理解促進及び適切 を対応能力の向上を図ります。
- 〇 「札幌市共生社会推進協議会」の開催を通じて、障がいがある人 の日常生活を支える関係機関による自主的な差別の解消の取組を 類による。 がいかってきなっていない。 がいがある人が地域で安心して生活する環境づくりを を対します。

### く重点取組>

◆市民向けフォーラムの実施 (新規)

にょうがいしゃさべっかいしょうほう しゅうち できる まっち むっしっし ひろ 障害者差別解消法の周知にかかるフォーラムを実施し、広く

しみん たい しょうがいしゃさべっかいしょうほう ないよう しゅうち 市民に対して、障害者差別解消法の内容を周知するとともに、障がいきくしん はかります。

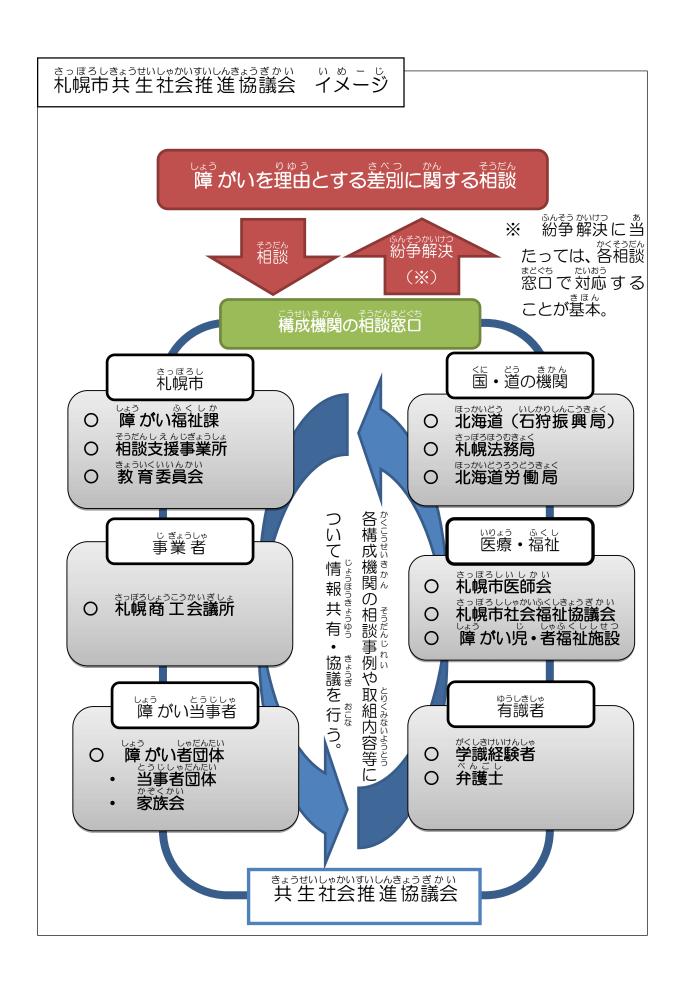
### ◆職員研修の実施

しょくばけんしゅうとう つう さっぽろししょくいん たい しょうがいしゃきべっかいしょうぼう 職場研修等を通じ、札幌市職員に対する障害者差別解消法や、障がい者理解の促進を図ることで、各職場における障がいのある人への配慮を徹底していきます。

また、市役所の内外を問わず、対応事例等を蓄積し、共有することで、市役所組織全体として、障がいのある人への対応力の しゃくしょそしきぜんたい ことで、市役所組織全体として、障がいのある人への対応力の 向上を図ります。

#### きっぽろしきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい かいさい しんき ◆札幌市共生社会推進協議会の開催(新規)

札幌市、国、北海道、医療、事業者、福祉関係者など、障がいがある人の日常生活を支える関係機関や障がい当事者(家族をふくしかんの日常生活を支える関係機関や障がい当事者(家族をふくむ。)によって、定期的に障害者差別解消法に係る相談事例やとりくみないようとう じょうほうきょうゆう きょうぎ おこな 取組内容等について情報共有や協議を行うことで、それぞれの機関の自主的な取組を推進し、障がいがある人が地域で安心して せいかつ かんきょう おこな 生活できる環境づくりを行います。



# きほんしさく ぎょうせい さ ー び す とう ごうりてきはいりょ ていきょうおよ ごうりてき **基本施策 2 行 政 サービス等における合理的配慮の 提 供 及び合理的**はいりょ う かんきょう せいび **配慮を受けやすくする 環 境 の整備**

- 行 政機関においては、窓口などにおける 障 がいのある人に対する 配慮を徹底します。
- 〇 障 がいのある人が円滑にその権利を行使できるよう、市全体で必要な 環境の整備やそれぞれの 障 がいの特性に応じた合理的な配慮の 提供を行える環境の整備を図ります。
  - ◆市民向けフォーラムの実施(新規)(再掲)
    - ネーじ きんしょう
      ⇒ 54~55ページ参照
  - ◆職員研修の実施(再掲)
    - ⇒ 55ページ参照
  - へる ぷ ま < へる ぷ ゕ ど ふきゅう つう ないぶしょう りかい ◆ ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がい等の理解 そくしん しんき (新規) (再掲)
    - ⇒ 37~38ページ参照
  - ◆選挙における配慮

札幌市議会議員選挙では候補者等を紹介した点字版の選挙のお知らせを、札幌市長選挙では選挙のお知らせを、札幌市長選挙では選挙のお知らせを、札幌市長選挙のお知らせを、関係世帯に がいるします。 また、投票所における介添えや、点字の候補者名簿・点字器・きがんきょう。 ぶんちん こみゅっと サーションボード等の常備など、障がいのある人に配慮した投票環境を整備するとともに、選挙人が自らの意思に基づき投票できるよう、様々な配慮を行います。

### ◆会議等における配慮

障がいのある人が参加する会議等においては、障がい種別に まうした情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。

#### きほんしさく けんりょうごとう すいしん 基本施策3 権利擁護等の推進

- 〇 障害者基本法、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに によう でい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する にようれい ほっかいどうしょう といじょうれい まっかいとうしょう なか はいど ふきゅう はか しょう ないの (北海道障がい者条例)」などの制度の普及を図り、障がいの ある人に対する権利擁護に係る啓発に努めます。
- 各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
- 〇 障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する かんてん は しけっていしえん が い と ら い ん いきゅう はか るとともに、成年 観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年 できない できせつ りょう そくしん む 後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。

#### じゅうてんとりくみ **<重 点取組>**

◆権利擁護等に係る相談支援の充実

しょう しゃ そうだんうんえいじぎょう せいねんこうけんせいどりょう しぇんじぎょう 障がい者あんしん相談運営事業、成年後見制度利用支援事業 いっそう すいしん しょう ひと けんりょうご そうだんの一層の推進により、障がいのある人の権利擁護のための相談

支援体制の強化を図ります。

### ◆北海道障がい者条例の普及

北海道や関係機関と連携し、障がいのある人の権利の擁護と 北海道や関係機関と連携し、障がいのある人の権利の擁護と 障がいのある人が暮らしやすい地域づくりの推進を図るため に制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域に まりなりますことでは、そうだんだいせい。 じゅうじつ はか おける権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。

#### さんこう ほっかいどうしょう しゃじょうれい 【参考】北海道障がい者条例について

障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを りでである。 でいる。 でいる。 では、では、では、では、いまりようでは、いまりは、では、いまりは、では、いまりは、では、いまりは、では、いまりは、では、いまりには、

<sup>pt しさく はしら つぎ</sup> 主な施策の柱は次の3つです。

- 1 障がいのある人の暮らしやすい「地域づくり」を進めます
- 2 地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援します
- 3 障がいのある人の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます はっぽうし 札幌市においても、北海道障がい者条例に基づき、障がいのある しょうがいのない人も、共に暮らしやすいまちづくりを自指してい きます。

### **基本施策 4 障 がい児・者 虐 待 防止の推進**

〇 障害者虐待防止法に係る啓発・広報に努めるとともに、障がい じ・せきゃくたい かん そうだんたいせい じゅうじつおよ かんけい きかん れんけい 児・者虐待に関する相談体制の充実及び関係機関との連携による できせつ しえん すす 適切な支援を進めます。

#### じゅうてんとりくみ **く重点取組>**

◆障がN者虐待防止対策等の推進

で書者虐待防止法に基づき、障がい者虐待相談窓口において虐待通報・相談の受付を行うとともに、夜間・休日対応のための緊急窓口を設置することにより、24時間365日の通報受付を行います。

また、通報受付後は、相談支援事業所をはじめとする関係機 が、たいでは、できせつ しえん おこな うとともに、緊急一時保 関との連携により、適切な支援を行うとともに、緊急一時保 ですが必要な事案については、市内の入所施設等との連携により、連びのようなでは、市内の入所施設等との連携により、連びのようなでは、でありましまっとうとの連携により、速やかな保護を行います。

その他、セミナー等の開催、啓発リーフレットの配布等により、障がい者虐待防止に関する普及・啓発を行い、虐待をは、そうきはっけん。ことをいると、できゃくたいぼうしょが、なきゅうけいはつまこない。 きゃくたい そうきはっけん こと 予防や早期発見に努めます。

#### ◆虐待防止ネットワーク会議の開催(新規)